

大阪府障がい者雇用貢献企業（大阪府ハートフル企業）顕彰実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、障がい者の雇用の促進に著しく貢献する活動を行った企業等に対する顕彰の実施について必要な事項を定めるものとする。

（賞の名称）

第2条 賞の名称は、「ハートフル企業大賞」、「ハートフル企業教育貢献賞」及び「ハートフル企業チャレンジ応援賞」とする。

（表彰対象）

第3条 「ハートフル企業大賞」は、障がい者の雇用の促進に貢献し、功績が顕著である府内の企業等を表彰する。

「ハートフル企業教育貢献賞」は、障がいがある生徒の職場実習の受入れや雇用等、支援学校等に対して職業教育に関する貢献が著しい府内の企業等を表彰する。「ハートフル企業チャレンジ応援賞」は、障がい者雇用の促進に関し先進的又は独自性に優れた取組みを行っている企業等を表彰する。

（欠格事由）

第4条 選考時において、労働関係法規に違反又はこれに類する違反がある企業等で、知事が表彰することが適当でないと認められるものに対しては表彰しない。

（表彰の時期）

第5条 表彰は、原則として、毎年9月に行う。

（表彰の方法）

第6条 表彰は、表彰状を授与して行う。

（表彰の選考基準）

第7条 知事は、大阪府障がい者サポートカンパニー制度実施要領第5条第2項の規定により「大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業」として登録した企業等の中から、別記選考基準に基づき、その功績が特に顕著であると認められる企業等を表彰する。

（表彰予定企業等の数）

第8条 「ハートフル企業大賞」及び「ハートフル企業教育貢献賞」として表彰する企業等の数は、原則として3以下、「ハートフル企業チャレンジ応援賞」として表彰する企業等の数は、原則として2以下とする。

(被表彰企業等の府民への周知)

第9条 被表彰企業等については、広く府民に紹介し、周知に努めるものとする。

(細則)

第10条 この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成15年8月6日から実施する。

附則

この要領は、平成18年5月25日から実施する。

附則

この要領は、平成20年7月2日から実施する。

附則

この要領は、平成22年6月15日から実施する。

附則

この要領は、平成23年6月1日から実施する。

附則

この要領は、平成24年4月26日から実施する。

附則

この要領は、平成25年4月22日から実施する。

附則

この要領は、平成26年6月27日から実施する。

附則

この要領は、平成28年7月22日から実施する。

別記選考基準（第7条関係）

大阪府障がい者雇用貢献企業（大阪府ハートフル企業）顕彰企業等選考基準

「ハートフル企業大賞」、「ハートフル企業教育貢献賞」	
1 障がい者の雇用状況	表彰年度の6月1日現在における障がい者の雇用数、障がい者の実雇用率 など
2 障がい者の職場定着状況	表彰年度の前年度3月31日現在における障がいのある従業員の在職期間 など
3 職場実習・見学の受入れ状況	表彰年度の前年度（4月1日から3月31日の間）における障がい者の職場実習や障がい者雇用関連機関の見学の受入れ数 など
4 職業教育への貢献状況	表彰年度の前年度（4月1日から3月31日の間）における支援学校等の職場受入れ校数、人数、期間や校内作業実習に係る材料や備品等の提供 など
5 地域への貢献状況	表彰年度の前年度（4月1日から3月31日の間）における職場適応訓練の受入れや授産施設・障がい者雇用貢献企業への発注・物品購入額 など
「ハートフル企業チャレンジ応援賞」	
1 障がい者雇用に関する独自の取り組み状況	精神障がいや発達障がいのある人の雇用を積極的に行う等、先進的な取り組みやその他独自性のある取り組みなど